

# 浄化槽工事業登録、届出の手引き

令和4年12月

岩手県県土整備部建設技術振興課

## 第1 浄化槽工事業の概要

### 1 概要

浄化槽を設置し、またはその構造若しくは規模の変更をする工事を行う事業を浄化槽工事業と  
いいます(浄化槽の保守点検や清掃は浄化槽工事業に該当しません)。浄化槽工事業を営もうとす  
る者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県ごとに登録を受けるか届出をする必要が  
あります。営業所がその都道府県にあるかどうかは関係ありませんので、例えば、営業所は秋田  
県内のみであっても、秋田県内と岩手県内で浄化槽工事を行う場合には、秋田県のほか岩手県に  
対しても登録または届出の手続きが必要となります。

なお、請負金額が500万円以上の浄化槽工事を行う場合は、別途、建設業法に基づき建設業  
許可が必要になります。

### 2 登録と届出

岩手県内で浄化槽工事業を営む場合は、請負金額にかかわらず、岩手県知事の浄化槽工事業の  
登録を受けなければなりません。ただし、建設業法に基づき土木工事業、建築工事業、管工事業  
のいずれかの建設業許可を受けている場合は、登録に代えて、届出で足りります(届出をすること  
によって、特例的に登録業者とみなされることから「特例浄化槽工事業者」といいます)。

## 第2 浄化槽工事業の登録

### 1 登録の要件

浄化槽工事業の登録をするためには、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 次の欠格要件に該当しないこと。

- ア 浄化槽法または同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- イ 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過していない者。
- ウ 法人の浄化槽工事業者が登録を取り消された場合に、その処分があった日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分があった日から2年を経過していないもの。
- エ 事業の停止を命じられ、その停止期間が経過していない者。
- オ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（ケにおいて「暴力団員等」という。）。
- カ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の場合、その法定代理人がアからオまで又はキのいずれかに該当するもの。
- キ 法人の場合は、その役員のうちアからカまでのいずれかに該当する者があるもの。
- ク 営業所ごとの浄化槽設備士の配置を欠く者
- ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 申請書または添付書類の重要な事項について虚偽の記載があったり、重要な事実の記載を欠いていたりしないこと。

### 2 登録申請時に必要な書類及び添付書類

浄化槽工事業の登録を受ける場合は、下記の1～8の書類を正・副各1部（計2部）提出してください（副本はコピー可）。

	提出書類	様式番号	備考
1	浄化槽工事業登録申請書	様式第1号	
2	誓約書	様式第2号	
3	浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写しまたは浄化槽設備士証の写し		・営業所ごとに必要（営業所ごとに浄化槽設備士がいることが登録の要件）
4	浄化槽工事業登録申請者の調書	様式第3号	【個人の場合】 本人（申請者が未成年者の場合は法定代理人分も） 【法人の場合】 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）
5	浄化槽設備士の調書	様式第4号	・全ての営業所の浄化槽設備士について作成する（岩手県外の営業所分も必要）
6	浄化槽設備士の住民票抄本		・発行から3か月以内 ・本籍の記載は不要
7	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）		・法人の場合のみ ・発行から3か月以内
8	浄化槽工事業登録申請者の住民票抄本		・個人の場合のみ ・発行から3か月以内 ・浄化槽設備士と同一人の場合、上記6の提出があれば不要

### 3 登録の有効期間、更新登録

浄化槽工事業登録の有効期間は5年です。有効期間の満了後も引き続き浄化槽工事業を営もうとする場合は、有効期間が満了する日の30日前までに申請書を提出して、更新の登録を受ける必要があります（更新の登録申請時に必要な書類及び添付書類は、前記2と同じ）。

※既に更新申請をしている場合に、有効期間の満了の日までに申請に対する登録または登録の拒否の処分がなされないときは、有効期間満了後もその処分がなされるまで従前の登録は有効です。

※更新登録申請の際に変更事項がある場合は、変更届を提出し、その後に更新登録の申請をしてください。

### 4 登録手数料

岩手県収入証紙を、浄化槽工事業登録申請書（様式第1号）に貼付してください。

新規の登録：33,000円

更新の登録：26,000円

※岩手県収入証紙は、県合同庁舎、市町村役場、警察署、保健所内などで販売しています。販売箇所の詳細は、岩手県出納局のホームページを御参照ください。

## 5 変更の届出

浄化槽工事業登録を受けた後、下表1～5に掲げる事項の変更が生じた場合には、浄化槽工事業登録事項変更届出書（様式第7号）に下表1～5に応じたそれぞれの書類を添付して、変更の日から30日以内に届け出てください。提出部数は正・副各1部（計2部）です（副本はコピー可）。

	変更事項	添付書類	備考
1	氏名または名称、住所	【個人の場合】 住民票抄本 【法人の場合】 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	・発行から3か月以内 ・住民票は本籍の記載は不要
2	法人の代表者	① 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) ② 誓約書(様式第2号)及び調書 (様式第3号)を提出していない 者の場合には、それらも提出。	・発行から3か月以内
3	営業所の名称、所在地	【個人の場合】 なし 【法人の場合】 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	・発行から3か月以内 ・登記されていない営業所の場合 は履歴事項全部証明書は不要
4	役員 (業務を執行する社員、 取締役、執行役又はこれ らに準ずる者をいい、相 談役、顧問その他いかな る名称を有する者であ るかを問わず、法人に対 し業務を執行する社員 等と同等以上の支配力 を有するものと認めら れる者を含む)	① 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) ② 新任の者の場合には、誓約書 (様式第2号)及び調書(様式第 3号)も提出。	・履歴事項全部証明書は発行から 3か月以内
5	浄化槽設備士の氏名、そ の者の浄化槽設備士免 状の交付番号	① 当該浄化槽設備士の浄化槽設 備士免状の写し(設備士証の写し でも可) ② 調書(様式第4号) ③ 住民票抄本	・住民票は発行から3か月以内 ・住民票は本籍の記載は不要

※営業所ごとに置く浄化槽設備士が欠けた場合は、2週間以内に後任の浄化槽設備士を置く必要があります。

## 6 廃業等の届出

浄化槽工事業登録を受けた後、下表に掲げる事項が生じた場合には、浄化槽工事業廃止等届（様式第1号の5）を、30日以内に提出してください。提出部数は正本1部です。

届出事項	届出をすべき者
個人の浄化槽工事業者が死亡した場合	相続人
法人の浄化槽工事業者が合併により消滅した場合	役員であった者
法人の浄化槽工事業者が破産により解散した場合	破産管財人
法人の浄化槽工事業者が合併または破産以外の事由により解散した場合	清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人または浄化槽工事業者であった法人の役員

※次の場合は、新たな登録申請となります。従前の登録については、浄化槽工事業廃止等届（様式第1号の5）を提出してください。

- ・個人事業主が法人を設立する場合
- ・個人事業主の死亡等によりその配偶者、子などが事業を承継する場合

※登録業者が建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれか）を取得した場合は、浄化槽工事業の登録の効力が失われるため、遅滞なく特例浄化槽工事業の届出（次ページ「第3 特例浄化槽工事業者の届出」）をしてください。

### 第3 特例浄化槽工事業者の届出

#### 1 浄化槽設備士の設置

特例浄化槽工事業者も、営業所ごとに浄化槽設備士を置く必要があります。

#### 2 届出に必要な書類及び添付書類

特例浄化槽工事業者の届出をする場合は、下表1～5の書類を正・副各1部（計2部）提出してください（副本はコピー可）。手数料はありません。

	提出書類	様式番号	備考
1	特例浄化槽工事業者届出書	様式第11号	
2	建設業許可通知書の写しまたは建設業許可証明書		
3	浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写しまたは浄化槽設備士証の写し		
4	浄化槽設備士の調書	様式第4号	・全ての営業所の浄化槽設備士について作成する（岩手県外の営業所分も必要）
5	浄化槽設備士の住民票抄本		・発行から3か月以内 ・本籍の記載は不要

※届出後、届出書副本に届出年月日、届出番号を県で記載し、受付印を押して返送いたします。届出があったことの証明となりますので、大切に保管してください。なお、届出があったことの証明書の発行などはしていません。

#### 3 届出の有効期間

土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの建設業許可を受けている限り、有効期間の期限はありません。一度届出をすれば、変更又は廃業の届出を除き、改めて届出をする必要はありません。

#### 4 変更の届出

特例浄化槽工事業者の届出後、下表1～5に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（様式第12号）と、下表1～5に応じたそれぞれの書類を添付して届け出てください。提出部数は正・副各1部（計2部）です（副本はコピー可）。

	変更事項	添付書類	備考
1	氏名または名称、住所	なし	
2	法人の代表者	なし	
3	建設業許可を受けた ・業種（土木・建築・管工事業） ・許可番号 ・許可年月日	建設業許可通知書の写しまたは 建設業許可証明書	
4	営業所の名称、所在地	なし	
5	浄化槽設備士の氏名、その者の浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の ① 浄化槽設備士免状の写し （設備士証の写しでも可） ② 調書（様式第4号） ③ 住民票抄本	・住民票は発行から3か月以内 ・住民票は本籍の記載は不要

※建設業許可の更新許可がなされると建設業許可番号の年度の部分が変更されますので（例：岩手県知事許可（般-19）第999999号 → 岩手県知事許可（般-24）第999999号）、建設業許可の更新許可後は、必ず変更の届出をしてください。

※営業所ごとに置く浄化槽設備士が欠けた場合は、2週間以内に後任の浄化槽設備士を置く必要があります。

#### 5 廃業等の届出

浄化槽工事業を廃止した場合は、遅滞なく 特例浄化槽工事業廃止届（様式第1号の6）を提出してください。提出部数は正本1部です。

なお、土木工事業、建築工事業、管工事業の全ての建設業許可を失った場合で、引き続き浄化槽工事業を営む場合は、浄化槽工事業の登録を受けなければなりません。特例浄化槽工事業廃止届（様式第1号の6）を提出のうえ、浄化槽工事業の登録を申請してください。

#### 第4 申請または届出の提出先

岩手県内に本店がある場合は、本店の所在地を管轄する広域振興局土木部または土木部土木センターに、岩手県外に本店がある場合は、県土整備部建設技術振興課（県庁）に、申請または届出をしてください。

※初めて申請する場合や御不明な点がある場合、窓口にて御相談ください。その際は、あらかじめ電話で来庁日時や内容について所管する広域振興局土木部・土木センターへ御連絡をいただくようお願いいたします。

※来庁の際は、閉庁時間より早めにお越しください。

##### ○本店が岩手県内

所管	所在地	電話番号	主たる営業所の所在地
盛岡広域振興局土木部	〒020-0023 盛岡市内丸11-1	019-629-6632	盛岡市 滝沢市 雫石町 紫波町 矢巾町
盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市9-48	0195-62-2888	八幡平市 葛巻町 岩手町
県南広域振興局土木部 花巻土木センター	〒025-0075 花巻市花城町1-41	0198-22-4971	花巻市 遠野市
県南広域振興局土木部 北上土木センター	〒024-8520 北上市芳町2-8	0197-65-2738	北上市 西和賀町
県南広域振興局土木部	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2	0197-22-2881	奥州市 金ヶ崎町
県南広域振興局土木部 一関土木センター	〒021-8503 一関市竹山町7-5	0191-26-1418	一関市 平泉町
沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9919	大船渡市 陸前高田市 住田町
沿岸広域振興局土木部	〒026-0043 釜石市新町6-50	0193-25-2708	釜石市 大槌町
沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	〒027-0072 宮古市五月町1-20	0193-64-2221	宮古市 山田町
沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24-3	0194-22-3116	岩泉町 田野畑村
県北広域振興局土木部	〒028-8042 久慈市八日町1-1	0194-53-4990	久慈市 洋野町 普代村 野田村
県北広域振興局土木部 二戸土木センター	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3	0195-23-9209	二戸市 軽米町 一戸町 九戸村

##### ○本店が岩手県外

所管	所在地	電話番号	主たる営業所の所在地
県土整備部 建設技術振興課	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	019-629-5954	岩手県外

##### ○申請、届出用紙の入手方法

岩手県のホームページからダウンロードするか、上記提出先にお越しください。

## 第5 その他

### 1 営業所ごとの浄化槽設備士の設置

浄化槽工事業登録業者、特例浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置く必要があります。また、工事を行うときは、浄化槽設備士が実地にて監督するか、または自ら施工することが義務付けられています。

ここで、「営業所」とは、常時浄化槽工事の施工に関する業務を行う事務所をいいます。浄化槽工事の請負契約の締結等のみを行い、具体的な浄化槽工事の施工に関する業務を行っていない本店等は「営業所」に該当しません。浄化槽工事業を営む営業所のみが浄化槽法上の「営業所」であって、必ずしも全ての営業所が浄化槽法上の「営業所」に該当するわけではありません。

「営業所に置く」とは、その営業所に勤務して職務に従事させることです。常駐していなければならないわけではなく、工事現場において実地に監督することも許容されます。ただし、他の営業所（他の浄化槽工事業者の営業所を含みます。）において設置が義務付けられている浄化槽設備士となっている者は兼務できません。また、浄化槽設備士の住所が、勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能であると考えられる場合等は、登録要件に該当しないと判断されます。

※浄化槽法に基づく浄化槽設備士免状の交付を受けた浄化槽設備士は、その職務を行うときは浄化槽設備士証を携帯していなければなりません。

### 2 標識の設置

浄化槽工事業登録業者、特例浄化槽工事業者は、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、下記の事項を記載した標識を見やすい場所に掲示しなければなりません。

#### (1) 浄化槽工事業登録業者（様式第8号）

浄化槽工事業登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	岩手県知事（登　　）第　　号
登録年月日	
浄化槽設備士の氏名	

※W35cm以上×H25cm以上

#### (2) 特例浄化槽工事業者（様式第9号）

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	岩手県知事（届　　）第　　号
届出年月日	
浄化槽設備士の氏名	

※W35cm以上×H25cm以上

### 3 帳簿の備付け

浄化槽工事業者は、営業所ごとに帳簿（様式第10号）を備えておかなければなりません。帳簿は、浄化槽工事ごとに記載し、添付書類とともに保存します。なお、この帳簿は、事業年度の末日をもって閉鎖し、5年間保存することとなっています。

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（            ）  電話番号            （    ）
施工場所	
着工年月日及び 竣工年月日	自            年    月    日 至            年    月    日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽設備士の 氏名及び免状の交付番号	

(添付書類)

- ・ 処理方式及び処理能力を記載した書面
- ・ 構造図
- ・ 仕様書
- ・ 処理工程図

# 申請書等記入例

表面

登録の種類		※登録番号	知事（登）第 号	
新規・更新		※登録年月日	年 月 日	
この申請書により、浄化槽工事業の登録の申請をします。 **年**月**日				
申請者 株式会社 岩手県設備 代表取締役 岩手 太郎				
岩手県知事 殿				
フリガナ 氏名又は名称	イワテケンセツビ 株式会社 岩手県設備			
住 所	郵便番号（ 020-8570 ） 岩手県盛岡市内丸99-99 電話番号（019）651-****			
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名	イワテ タロウ 岩手 太郎			
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
イワテ タロウ 岩手 太郎	代表取締役（常勤）	・ 業務を執行する社員 持分会社の業務を執行する社員 ・ 取締役 株式会社又は特例有限会社の取締役 ・ これらに準ずるもの 法人格のある組合等の理事等  （執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は本欄の役員に含まない）	総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者は、「株主等」と記載	
イワテ ジロウ 岩手 二郎	取締役（常勤）			
イワテ サブロウ 岩手 三郎	顧問（非常勤）			
イワテ シロウ 岩手 四郎	株主等			
申請時において既に受けている登録		知事（登）第 号（ 年 月 日登録）		

必要額の県証紙を貼る  
（新規：33,000円  
更新：26,000円）

(A4)

証紙はり付け欄  
（消印してはならない。）

不要なほうを消す

※欄は記入しない

個人の場合は記入不要

更新の場合に記入

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営業所		浄化槽設備士	
フリガナ 名 称	所在地 郵便番号 ( - ) 電話番号 ( ) -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
ホンシヤ 本社	岩手県盛岡市 内丸99-99 〒020-8570 (019) 651-****	モリカ サブロウ 盛岡 三郎	第999999999号
ハチノヘエイギョウシヨ 八戸営業所	青森県八戸市 内丸88-88 〒031-0075 (0178) 58-****	ハチノヘ ハチロウ 八戸 八郎	第999999998号
・浄化槽工事業を行う営業所すべて(岩手県外含む)を記入する。 ・「営業所」と「浄化槽設備士」はそれぞれ対応させて記入する。			
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号 知 事 ( 登 ) 第 号		登 録 番 号 知 事 ( 登 ) 第 号	
青森県知事(登-**)第***号 秋田県			

## 備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

他都道府県で登録を既に受けている場合は登録番号を、他都道府県に申請中の場合は申請先を記入する(この例の場合、青森県に登録済、秋田県に申請中)

# 誓 約 書

工事業登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、  
浄化槽法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

\*\*年\*\*月\*\*日

申 請 者 株式会社 岩手県設備  
代表取締役 岩手 太郎

岩手県知事 殿

別記様式第3号（第3条関係）

工事業登録申請者 法人の役員  
本人  
法定代理人  
法定代理人の役員 不要なものは消す (A4)  
の調書

現住所	郵便番号（020 - 0045） 岩手県盛岡市盛岡駅西通999			電話番号（019）655 - ****
フリガナ 氏名	イワテ タロウ 岩手 太郎	生年月日	昭和**年**月**日	
職名	代表取締役	最終学歴	岩手県立盛岡第五高校卒	
賞罰	年月日	賞罰の内容		
		なし		
上記のとおり相違ありません **年**月**日		「株主等」については、「賞罰」の欄への 記載及び署名押印を要しない。		
氏名 岩手 太郎				

申請者が法人の場合は「法人の役員」、個人事業主本人の場合は「本人」

浄化槽工事業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記入するものとし、賞罰がなければ「なし」と記入する

申請時における職名等を記入する。  
(例)代表取締役、取締役。  
個人は事業主。  
株主・出資者は株主等

備考

1 法人の役員  
本人  
法定代理人  
法定代理人の役員

については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号（020-0851） 岩手県盛岡市向中野999			電話番号（019）659-****
フリガナ 氏名	モリオカ 盛岡	ゴロウ 五郎	生年月日	昭和**年**月**日
営業所名	本社		最終学歴	岩手大学工学部卒
職名	設備課長			
賞罰	年月日	賞罰の内容		
		なし <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">                     浄化槽工事業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記入するものとし、賞罰がなければ「なし」と記入する                 </div>		
上記のとおり相違ありません。 **年**月**日 <div style="text-align: right;">氏名 <b>盛岡 五郎</b></div>				

備考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

## 浄化槽工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

\* \* 年 \* \* 月 \* \* 日

届出者 株式会社 岩手県設備  
代表取締役 岩手 太郎

岩手県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称	イワテケンセツビ 株式会社 岩手県設備		
住所	郵便番号 (020-8570) 岩手県盛岡市内丸99-99 電話番号 (019) 651-****		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	イワテ タロウ 岩手 太郎		
登録番号	岩手県知事(登-24)第 999 号		
登録年月日	* * 年 * * 月 * * 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員	代表取締役 岩手 太郎	代表取締役 岩手 太郎	H*.*.*.* 退任
	取締役 岩手 二郎	—	
浄化槽設備士	(本社) 盛岡 三郎 第999999999号	(本社) 矢巾 四郎 第888888888号	H*.*.*.*

変更前と変更後の内容がわかるように記入する。役員の変更の場合、変更のない役員も含めすべての役員を記入する

浄化槽設備士の変更の場合、所属営業所も記入

<h2 style="margin: 0;">特例浄化槽工事業者届出書</h2>			
※届出番号	知事（届 ） 第 号	※届出年月日	年 月 日
※欄は記入しない		※欄は記入しない	
この届出書により、次のとおり届出をします。			
**年**月**日			
届出者 株式会社岩手県商事 代表取締役 花巻 五郎			
岩手県知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称	イワテケンショウジ 株式会社岩手県商事		
住 所	郵便番号（025-0008） 花巻市空港南99-99 電話番号（0198）26-****		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	ハナマキ ゴロウ 花巻 五郎		
建設業法第3第 1項の許可を受け た建設業、許可番 号及び許可年月日	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許 可 年 月 日
	土木工事業	国土交通大臣許可 (特-19)第999999号	平成19年*月*日
	建築工事業	国土交通大臣許可 (特-19)第999999号	平成19年*月*日
	管工事業	国土交通大臣許可 (般-19)第999999号	平成19年*月*日
S60.10.1以前から浄化槽工事業を行っている 場合や、浄化槽工事業登録を受けていた者 が土、建、管の建設業許可を受けた建設業 者となった場合で新たに届出する場合は、記 入不要		土、建、管のうち建設業許可を取得しているものを記入 する(土、建、管以外の25業種は許可があっても記入し ない)。	
浄化槽工事業を 開始した年月日	年 月 日		

浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営 業 所		浄化槽設備士	
フリガナ 名	所在地 郵便番号( ) 電話番号( ) -	フリガ 氏 名	免状の交付番号
ホンシヤ 本社	花巻市空港南99-99 〒025-0008 (0198) 26-****	ハナマキ ハナオ 花巻 花男	第999999997号
キタカミエイギョウシヨ 北上営業所	北上市大通99-99 〒024-0061 (0197) 65-****	キタカミ キタオ 北上 来男	第999999996号
ヒガシマツシマエイギョウシヨ 東松島営業所	宮城県東松島市 矢本下浦99-99 〒987-2263 (0225) 81-****	ヤモト ハチロウ 矢本 八郎	第999999995号
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           記入する営業所は、建設業許可で登録している営業所に限らず、浄化槽工事業を行う営業所をすべて記入する         </div>			
他の都道府県知事への届出状況			
届 出 番 号 知 事 ( 届 ) 第 号		届 出 番 号 知 事 ( 届 ) 第 号	
宮城県知事(届一**) 第****号 秋田県		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           他都道府県で登録を既に受けている場合は登録番号を、他都道府県に申請中の場合は申請先を記入する(この例の場合、宮城県に登録済、秋田県に申請中)         </div>	

備考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、届出をする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営む全ての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。
- 法第33条第4項及び法附則第4条に該当する者については、「浄化槽工事業を開始した年月日」欄の記載を要しない。

## 特例浄化槽工事業者 届出事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

\*\*年\*\*月\*\*日

届出者 株式会社岩手県商事  
代表取締役 花巻 五郎

岩手県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称	イワテケンショウジ 株式会社岩手県商事		
住 所	郵便番号 (025-0008) 花巻市空港南99-99 電話番号 (0198)26-****		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	ハナマキ ゴロウ 花巻 五郎		
届出番号	岩手県知事 (届-**) 第 999 号		
届出年月日	平成**年**月**日		
土、建、管のうち建設業許可を取得しているものを記入する(土、建、管以外の25業種は許可があっても記入しない)。  建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業、許可番号及び許可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	土木工事業	国土交通大臣許可 (特-24)第9999999号	平成24年**月**日
	建築工事業	国土交通大臣許可 (特-24)第9999999号	平成24年**月**日
	管工事業	国土交通大臣許可 (般-24)第9999999号	平成24年**月**日
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
浄化槽設備士	花巻 花男 (本社) 第999999997号	水沢 瑞夫 (本社) 第999999994号	平成24年**月**日
建設業許可番号、 許可年月日	土木工事業、建築工事業 (特-19)第9999999号 平成19年**月**日	土木工事業、建築工事業 (特-24)第9999999号 平成24年**月**日	平成24年**月**日
	管工事業 (般-19)第9999999号 平成19年**月**日	管工事業 (般-24)第9999999号 平成24年**月**日	平成24年**月**日

今回の届出年月日でなく、最初の岩手県への届出年月日を記入

土、建、管のうち建設業許可を取得しているものを記入する(土、建、管以外の25業種は許可があっても記入しない)。

浄化槽設備士の変更の場合、所属営業所も記入

変更前と変更後の内容がわかるように記入する。

浄化槽工事業を廃止した法人  
の代表者が届け出た場合

\*\*\*年\*\*月\*\*日

岩手県知事 様

住所 岩手県盛岡市肴町99-99

氏名 株式会社岩手県内設備

代表取締役 岩手 賢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

浄化槽工事業廃止等届

浄化槽法第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 浄化槽工事業者の氏名又は名称 株式会社岩手県内設備
- 2 登録の年月日及び登録番号 平成24年\*\*月\*\*日  
岩手県知事(登-24)第888号
- 3 届出の事由 浄化槽工事業の廃止
- 4 事由の生じた年月日 平成\*\*年\*\*月\*\*日

- 備考 1 3には、死亡、合併による消滅、破産手続開始の決定による解散、合併若しくは破産手続開始の決定以外の事由による解散又は浄化槽工事業の廃止の別を記載してください。
- 2 届出の事由を証する書類を添付してください(浄化槽工事業の廃止の場合を除く。)

廃業業者と届出者が異なる場合

様式第1号の5

\*\*\*年\*\*月\*\*日

岩手県知事 様

廃業業者と届出者が異なる場合、上段に廃業業者、下段に相続人、破産管財人、代表清算人、元役員などを二段書きで記入

住所 岩手県盛岡市肴町99-99

氏名 株式会社岩手県内設備

岩手県盛岡市南大通88-88

破産管財人 岩手 謙二郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽工事業廃止等届

浄化槽法第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 浄化槽工事業者の氏名又は名称 株式会社岩手県内設備
- 2 登録の年月日及び登録番号 平成24年\*\*月\*\*日  
岩手県知事(登-24)第888号
- 3 届出の事由 破産手続開始の決定による解散
- 4 事由の生じた年月日 平成\*\*年\*\*月\*\*日

「死亡」、「合併による消滅」、「破産手続開始の決定による解散」、「合併若しくは破産手続開始の決定以外の事由による解散」、「浄化槽工事業の廃止」のいずれかを記載

- 備考 1 3には、死亡、合併による消滅、破産手続開始の決定による解散、合併若しくは破産手続開始の決定以外の事由による解散又は浄化槽工事業の廃止の別を記載してください。
- 2 届出の事由を証する書類を添付してください(浄化槽工事業の廃止の場合を除く。)

○届出者は以下のとおりとなります。

- ①個人事業主が死亡した場合:相続人(配偶者、子など)
- ②法人が合併により消滅した場合:役員であった者個人
- ③法人が破産により解散した場合:破産管財人
- ④法人が合併または破産以外の事由により解散した場合:清算人
- ⑤岩手県内の浄化槽工事業を廃止した場合:

法人の場合は役員(代表者。代表者が届出できないときは代表者以外の役員)、個人の場合はその者

○上記⑤の場合を除き、届出の事由を証する書類を添付してください。

(例)

- ①個人事業主が死亡した場合:戸籍謄本(抄本)
- ②法人が合併により消滅した場合:登記事項証明書
- ③法人が破産により解散した場合:登記事項証明書または破産管財人資格証明書
- ④法人が合併または破産以外の事由により解散した場合:登記事項証明書

\*\*\*年\*\*月\*\*日

岩手県知事 様

住所 岩手県花巻市空港南99-99

氏名 株式会社岩手県商事

代表取締役 花巻 五郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

### 特例浄化槽工事業廃止届

浄化槽工事業を廃止したので、浄化槽法第33条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 特例浄化槽工事業者の氏名又は名称 株式会社岩手県商事
- 2 届出の年月日及び届出番号 平成\*\*\*年\*\*月\*\*日  
岩手県知事(届-\*\*)第999号
- 3 浄化槽工事業を廃止した年月日 平成\*\*\*年\*\*月\*\*日